記者発表資料

平成２５年９月１７日
国土交通省　岩手河川国道事務所
岩 手 運 輸 支 局
岩　手　県　県南広域振興局

～違法車両の合同取締りを実施しました～

岩手河川国道事務所・岩手運輸支局・岩手県県南広域振興局が違法車両の合同取締りを実施しました。

特殊車両及び不正改造車並びに不正軽油についての指導取締りを水沢警察署の協力のもと、３機関が合同で実施

一定基準を超える大型車両が走行する場合には、交通の危険防止と道路構造の保全のため「特殊車両通行許可」が必要となっておりますが、無許可や許可条件違反の運行が散見されています。

また、不正改造車は安全を脅かし道路交通の秩序を乱し、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因になっています。

そして、不正軽油は悪質な脱税であり、環境へ悪影響を与えるものとなっています。

このたび、これらの不法行為の取締りを実施し、法令遵守を指導しました。

実　施　場　所		日　　時	協力警察署
国道４号	奥州市前沢区古城 （前沢車両検測所）	９月９日（月） １３：３０～１５：３０	水沢警察署

今回の取締り結果

取締り機関名	取締り内容	取締り台数	違反及び指導内容
岩手河川国道事務所	特殊車両	９台	指導警告２台（無許可）
岩　手　運　輸　支　局	不正改造	１１台	口頭注意６台 （軽微な不良箇所有り）
岩手県県南広域振興局	不正軽油	９台	違反なし

＜　発表記者会：岩手県政記者クラブ、奥州市政記者クラブ　＞

＜問い合わせ先＞
国土交通省　岩手河川国道事務所　道路管理第一課長　三浦（みうら）　邦彦（くにひこ）
（特殊車両取締り）　TEL０１９－６２４－３２８９（直通）
国土交通省　岩手運輸支局　首席陸運技術専門官　結城（ゆうき）　晃（あきら）
（不正改造車取締り）　TEL０１９－６３７－２９１２（直通）
岩　手　県　県南広域振興局　県税部　課税課長　奥寺（おくでら）　敦哉（あつや）
（不正軽油取締り）　TEL０１９７－２２－２８２１（直通）

取締りの様子



運転手に合同取締りの説明



特殊車両の重量・寸法測定



不正改造について検査



運転手に口頭指導



軽油の抜取り



軽油の検査

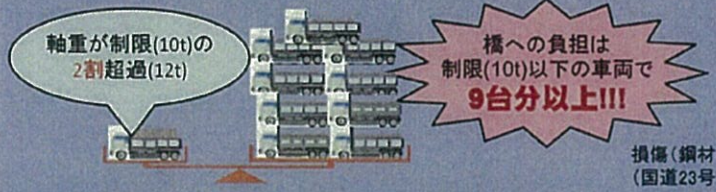
資料1

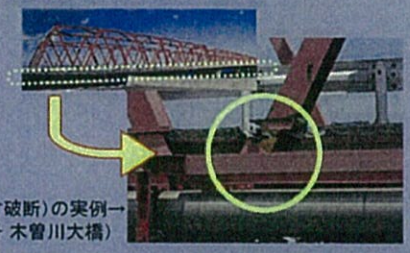
国土交通省 東北地方整備局

違反者の名称や違反内容の公表を開始します

平成25年より、「車両制限令」第3条に定める『寸法・重量』を超える車両を、「特殊車両通行許可」を受けずに、または許可の内容に違反して走行させることを繰り返し行った場合、是正指導を行い、それにも関わらず違反が確認された場合には、その違反者の名称や違反内容等を公表します。

➢重量制限超過は、みんなの財産である道路に負担をかけています




損傷(鋼材破断)の実例→
(国道23号 木曽川大橋)

➢下表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です

	道路の構造による限度 (車両制限令等)
長さ	走行(連結・積載)状態で 12m ※トレーラ等連結車はほとんどがこれを超えます。
幅	積載状態で2.5m
高さ	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で20t (一部道路では車両の構造に応じて最大25t)
軸重	積載状態で最大10t



【注意】
・車両の大きさや重さに関する制限はこのほかにも「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、左表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。

➢「特殊車両通行許可」の申請と許可について

・車両を通行させようとする者(運送事業者、荷主等)が申請しなければなりません。
・道路管理者(国、都道府県、市町村等)は、申請された車両が安全に通行できるか否かを、道路の構造と照らし合わせて確認を行います。
・複数の道路管理者が管理する道路にまたがる申請経路の場合、申請を受け付けた道路管理者(例えば国道事務所)で一括して手続き(他の道路管理者との協議を含む。)を行っています。
・道路管理者が異なる複数の道路に係る許可の申請をする場合、「協議」に要する実費として手数料が必要です。
(※行政書士に代理申請を依頼する場合には、別途行政書士に支払う報酬が必要となります。)

➢インターネット経由の申請も可能です。詳細は下記のURLをご参照ください。

http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/

【ご注意下さい】許可された経路及び許可に附された条件による走行が必要です。

→許可は、車両や経路を限定して一定の条件のもと走行を可能とするものです。許可にあたっては、橋等への負荷を軽減させるために、あるいは交差点折進時における対向車両の安全等を確保するために前後に誘導車を配置する措置や、交通量の少ない夜間に通行する措置等を条件として附す場合があります。
これらを守らずに通行した場合、罰則の適用を受けることがあります。(道路法第102条第1号)

【問い合わせ先】 東北地方整備局道路部交通対策課(℡022-225-2171(代))

特殊車両による重大事故事例

○事故の概要
平成22年11月30日　　午前1時15分頃
　一般国道4号　岩手県一戸町小繋字東田子地内

上り車線走行中のトレーラーがスリップし路肩に転落。

1：15片側交互通行規制。
9：54事故処理のため全面通行止め。
10：22全面通行止め解除、片交規制に移行。
10：30規制解除。



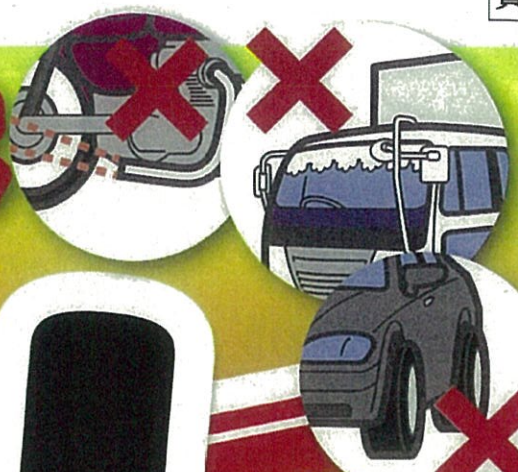




参考2

資料3

不正改造車は犯罪です!!



STOP THE 不正改造

不正改造車の使用者

↓

整備命令の発令

不正改造を実施した者

↓

6ヵ月以下の懲役又は30万円以下の罰金

不正改造車を排除する運動

推進／国土交通省、不正改造防止推進協議会　後援／内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省、環境省　協力／自動車検査独立行政法人、軽自動車検査協会

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会、日本自動車車体整備協同組合連合会、全国自動車電装品整備商工組合連合会、全国タイヤ商工協同組合連合会、一般社団法人 日本自動車販売協会連合会、一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会、日本自動車輸入組合、一般社団法人 日本自動車工業会、一般社団法人 日本自動車部品工業会、一般社団法人 日本自動車車体工業会、公益社団法人 日本バス協会、一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会、社団法人 日本陸送協会、全日本自動車部品卸商協同組合、一般社団法人 日本自動車タイヤ協会、一般社団法人 全国軽自動車協会連合会、一般社団法人 全国自家用自動車協会、一般社団法人 日本自動車連盟、一般財団法人 自動車検査登録情報協会、一般社団法人 日本自動車会議所、一般社団法人 全国二輪車安全普及協会、一般社団法人 全国自動車標板協議会、全国石油商業組合連合会、一般社団法人 自動車用品小売業協会、日本ウインドウ・フィルム工業会、日本自動車マフラー協会、日本自動車用品・部品アフターマーケット振興会、全国ディーゼルポンプ振興会連合会、一般社団法人 全国二輪車用品連合会、全国自動車大学校・整備専門学校協会、全国自動車短期大学協会、全国オートバイ協同組合連合会（順不同）

自動車点検整備推進協議会ホームページ：www.tenken-seibi.com

資料4

不正改造車は犯罪です!!

「知らなかった」では済まされません。

⚠ このような改造は、不正改造です。

① 灯火類の灯光の色を変更
クリアレンズ等不適切な灯火器及び回転灯等の取付け



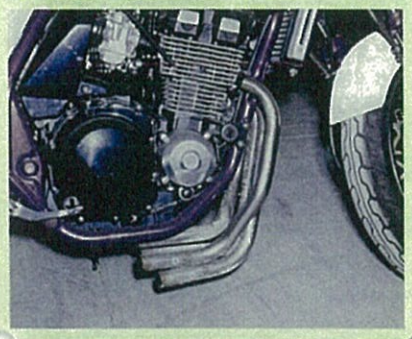
② 運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルムの貼付け
(貼付状態で可視光線透過率70%未満)



③ 基準外ウイングの取付け



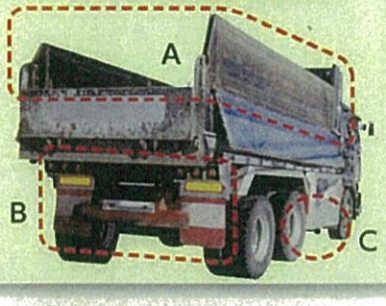
④ 消音器(マフラー)の切断・取り外し



⑤ タイヤ及びホイールの車体(フェンダー)外へのはみ出し



⑥ A. 荷台さし枠の取付け・燃料タンクの増設
B. 突入防止装置の切断・取外し
C. 排気管の開口方向違反



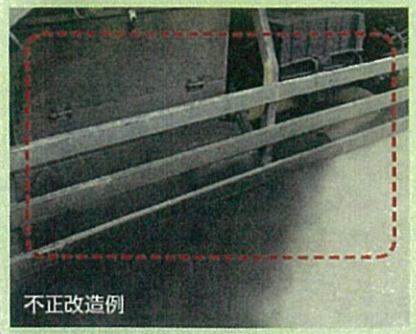
⑦ 前面ガラス等への装飾板の装着



⑧ 速度抑制装置(スピードリミッター)の解除・取外し



⑨ ディーゼル自動車が排出する黒煙



あなたがこんな不正改造車を見かけたら、**ナンバープレート**、**不正改造の内容**等の情報をお寄せ下さい。

不正改造車 110番

北海道運輸局	011-290-2752	中部運輸局	052-952-8042	九州運輸局	092-472-2537
東北運輸局	022-791-7534	近畿運輸局	06-6949-6453	沖縄総合事務局	098-866-1837
北陸信越運輸局	025-285-9155	中国運輸局	082-228-9142		
関東運輸局	045-211-7254	四国運輸局	087-835-6369		

http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/02altered/call110.html携帯、スマートフォンの方はコチラから→

資料5

軽油引取税

軽油の引取りに対して課税される県の税金です。

課税のしくみ

ガソリンスタンドなどで販売されている軽油の価格には、１リットル当たり３２．１円の軽油引取税が含まれています。 ガソリンスタンドの経営者などの「特別徴収義務者」は、１か月分をまとめて広域振興局長に申告・納税します。





特例はないの？

船や農業用機械など、特定の用途に使う軽油は、免税となります。

なお、免税の取扱いは、石油化学製品製造業を除き、平成27年３月31日までとされています。

また、「免税軽油」を使う場合は、事前に申請が必要ですので、最寄りの広域振興局へお問合せください。





そのほか、課税される場合

灯油や重油などを混ぜて販売したり使ったりする場合も軽油引取税が課税されます。この場合、広域振興局長に事前の申請やその数量に応じた税金を申告して納める必要があります。

ＢＤＦ（バイオディーゼル燃料）を使用する方へ

自動車の燃料としてＢＤＦのみ（100%）を使用する場合は、軽油引取税は課税されません。

ＢＤＦを軽油に混ぜて使用する場合、あらかじめ広域振興局長の承認を受けなければなりません。この場合、ＢＤＦの部分に軽油引取税が課税されます。これを怠ると罰則の対象となりますので、必ず事前に広域振興局まで申請手続きをしてください。

なお、承認を受けなかった場合は、軽油の部分も含めた全量に課税されます。

軽油は県内で買いましょう！

軽油引取税は、軽油の消費地の都道府県に納入されるような仕組みとなっていますので、軽油はできるだけ県内で買いましょう。

不正軽油にご注意を

不正軽油とは、軽油引取税の脱税を目的に、広域振興局長の承認なく軽油に灯油、重油などを混ぜた混和軽油や、軽油以外の石油製品から造る「製造軽油」などのことをいいます。

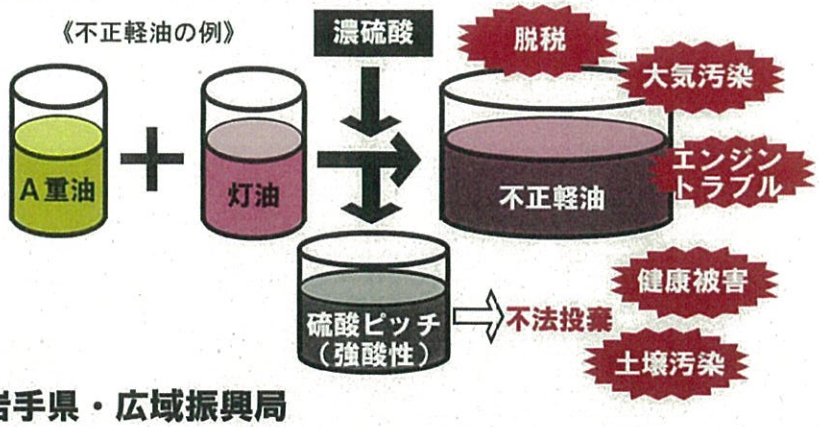
特に、近年悪質業者により大量に製造された不正軽油が軽油と偽って販売され、全国的に問題となっています。

これは悪質な脱税であるうえに、製造される過程で生成される強酸性の有害物質「硫酸ピッチ」の不法投棄や、排気ガス中の有害物質の増加により環境へ悪影響を与えるものです。

岩手県は不正軽油の撲滅に取り組んでいます。

〈詳しくは、裏面をご覧ください。〉

《不正軽油の例》



岩手県・広域振興局

資料6

不正軽油の製造・販売等は犯罪です！

関係者が全員処罰の対象となります

不正軽油は、製造した者だけでなく、製造の設備や原材料などを提供した者や、販売、購入、運搬、あっせんを行った者など全関係者が罰則（罰金刑・懲役刑）の対象となります。

不正軽油は・・・



広域振興局長の承認を受けない違法な灯油や重油の混和は、絶対にやめましょう。
悪質業者の甘い言葉に惑わされ、不正軽油の販売・購入などに関わらないように注意しましょう。

岩手県は不正軽油の撲滅に取り組んでいます

広域振興局では、路上・事業所等での燃料油の調査を常時実施しており、不正軽油が発見された場合には罰則を厳格に適用します。
また、関係団体・機関による「岩手県不正軽油対策連絡協議会」を組織し、国・県・民間をあげて不正軽油の撲滅に取り組んでいます。

県民の皆さんのご協力を！

不正軽油に関する情報提供をお願いします。
【不正軽油の疑いがある例】
・見知らぬ業者から価格の安い軽油の売り込みがあった。
・不審なタンクローリーが頻繁に出入りする倉庫がある。
・自動車の燃料に灯油や重油を使っている者がいる。



不正軽油に関する連絡先

◆岩手県不正軽油対策連絡協議会

構　成　員	電話番号
岩手県石油商業協同組合	019-622-9528
一般社団法人岩手県建設業協会	019-653-6111
公益社団法人岩手県トラック協会	019-637-2171
公益社団法人岩手県バス協会	019-651-0680
岩手県警察本部生活安全部生活環境課	019-653-0110
東北運輸局岩手運輸支局	019-637-2912
釜石海上保安部警備救難課	0193-22-3820
岩手県環境生活部環境保全課	019-629-5356
岩手県環境生活部資源循環推進課	019-629-5366
岩手県総務部総合防災室	019-629-5556
岩手県総務部税務課	019-629-5146

◆お近くの広域振興局

広　域　振　興　局	電話番号
盛岡広域振興局県税部	019-629-6547
県南広域振興局県税部（奥州）	0197-22-2821
花巻県税センター	0198-22-4912
一関県税センター	0191-26-1420
沿岸広域振興局県税室（釜石）	0193-25-2703
宮古地域振興センター（県税室）	0193-64-2212
大船渡地域振興センター（県税室）	0192-27-9912
県北広域振興局県税室（久慈）	0194-53-4986
二戸地域振興センター（県税室）	0195-23-9254

不正軽油に関する情報の他、県税に関するお問合せはこちらまで。

不正軽油１１０番

不正軽油に関する情報提供は、県税務課ホームページでも受け付けています。
県ホームページ（http://www.pref.iwate.jp）で「不正軽油１１０番」とサイト内検索してください。
その他県税に関する情報は、県税務課ホームページ「けんぜい・ねっと」をご覧ください。
（県ホームページでサイト内検索「けんぜいねっと」）

岩手県・広域振興局